

湖西市規則第 28 号

湖西市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則

湖西市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成22年湖西市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号中「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号に規定する」を「壁、柱、はりその他の主要な部分は、」に改め、同条第 3 号ただし書中「限られている納骨堂」の次に「の納骨装置」を加え、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号中「換気設備」を「必要な換気設備」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 床は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
- (3) 内部の設備には、不燃材料を用いること。

第 12 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 出入口及び窓には、防火戸を設けること。

第 23 条の見出しを「（補則）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。